

令和4年11月1日
東光コンピュータ・サービス株式会社
代表取締役社長 藤盛 公之

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書

社員が仕事と子育ての調和をはかり両立させることができ、男女ともに働きやすい環境を作る事によって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年12月 1日 ～ 令和8年11月30日までの4年間

2. 内容

目標1：ワークライフバランスの向上を推進し、月平均の法定時間外労働時間が40時間を超える労働者をゼロにする。

取組内容・実施期間

- 令和4年12月～ ノー残業デーの定着や休日出勤を原則禁止することにより就労時間を短縮しワークライフバランスを図る
- 令和4年12月～ テレビ会議の活用により移動時間を短縮し会議の効率を高める環境を整える。
- 令和4年12月～ テレワークやサテライトオフィスの環境を提供することで通勤時間を短縮することによりライフ時間の充実を図る。
- 令和4年12月～ テレワークを含め生産性を高める為、成果の見える化を仕組化して評価することで時間当たりの生産性を高める。

目標2：システムエンジニア職の女性正社員比率割合を14.7%から20.0%以上とする。

取組内容・実施期間

- 令和4年12月～ 採用活動において、女子学生向けの女性社員が活躍している動画をホームページに公開して興味を引くようにする。
- 令和4年12月～ 女性を対象に主任・係長への研修を図り、女性管理職候補者の層を増やし、女性視点での組織運営をして離職率を下げる